

浄化槽法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第9号

浄化槽法施行条例の一部を改正する条例

浄化槽法施行条例（昭和60年岩手県条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(浄化槽の撤去等の届出)</p> <p>第1条の2 法第7条の浄化槽管理者は、浄化槽（盛岡市の区域に設置されたものを除く。<u>以下この条において同じ。</u>）を撤去し、又は浄化槽の使用を停止したときは、その撤去又は停止の日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(登録の拒否)</p> <p>第5条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>第9条第1項から第3項までに規定する要件を欠く者</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(営業所の設置等)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(浄化槽の撤去の届出)</p> <p>第1条の2 法第7条の浄化槽管理者は、浄化槽（盛岡市の区域に設置されたものを除く。）を撤去したときは、その撤去の日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(登録の拒否)</p> <p>第5条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>第9条第1項、第2項及び第4項に規定する要件を欠く者</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(営業所の設置等)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 浄化槽保守点検業者は、第2条第2項の有効期間内に1回以上、前項の浄化槽管理士に浄化槽の保守点検に関する規則で定める研修を受けさせなければならない。</u></p> <p>4 [略]</p>

4 浄化槽保守点検業者は、前3項の規定のいずれかに抵触する場合は生じたときは、2週間以内にこれらの規定に適合させるために必要な措置をとらなければならない。

(登録の取消し等)

第13条 知事は、浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1)～(3) [略]

(4) 第9条第4項の規定に違反して措置をとらなかったとき。

(5) [略]

2・3 [略]

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条第4項の規定に違反して措置をとらなかった者

(2)～(5) [略]

5 浄化槽保守点検業者は、第1項、第2項及び前項の規定のいずれかに抵触する場合は生じたときは、2週間以内にこれらの規定に適合させるために必要な措置をとらなければならない。

(登録の取消し等)

第13条 知事は、浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1)～(3) [略]

(4) 第9条第5項の規定に違反して措置をとらなかったとき。

(5) [略]

2・3 [略]

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条第5項の規定に違反して措置をとらなかった者

(2)～(5) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に使用を停止した浄化槽（盛岡市の区域に設置されたものを除く。）に係る届出については、この条例による改正後の浄化槽法施行条例（以下「改正後の条例」という。）第1条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に浄化槽法施行条例第2条第1項又は第3項の規定により浄化槽保守点検業の登録を受けている者であつて施行日から起算して1年以内に同条第2項の有効期間が満了するものについては、同条第3項の更新の登録を受けるまでの間は、改正後の条例第9条第3項の規定は、適用しない。